訓

毎週火・金曜日発行

○秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 令 目 次 ページ

○家畜伝染病を予防するための検査の実施(九七・農畜産振 (一・労働委員会事務局審査調整課) …

○第三十七回採石業務管理者試験の合格者(一○○・資源エ ○秋田県立男鹿水族館の利用料金の承認(九九・観光課)……2 2 ○家畜伝染病を予察するための検査の実施(九八・農畜産振

○証紙売りさばきの廃止の届出(一○四・会計管財課)……4 ○道路区域の変更(一○二、一○三・道路課)…………3 ○争議行為の予告(一○一・雇用労働政策課)………3 ネルギー課) ………… 3

秋

田

県

公

○県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部)……5 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支 選挙管理委員会告示 4

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の 5

○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 5

訓

令

秋田県訓令第一号

秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次の 労 庁 働委員会 中 一 般

> ように定める。 平成二十一年三月十日

秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 寺

田

城

改め、同項に次のただし書きを加える。 度六月三十日までに公文書館長に引き渡さなければならない」に 十年間。)」を加え、同条第二項中「行政文書」の下に「(保存 十二号)の一部を次のように改正する。 期間が二年及び一年のものを除く。)」を「保存期間」の下に め、「までの間」の下に「(保存期間が永年のものにあっては、 「速やかにこれを廃棄するものとする」を「当該行政文書を毎年 第九条第一項中「及び次項」を「、第二項及び第三項」に改 (保存期間が永年のものにあっては、十年間。) 」を加え、

きる。 ただし、別に定める行政文書は、必要な期間保管することがで

四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 第九条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第 過したときは、速やかにこれを廃棄するものとする。 課長は、保存期間が二年及び一年の行政文書の保存期間が経

3

この訓令は、 平成二十一年四月一日から施行する。

告

秋田県告示第九十七号

示

る。) 美郷町

旧太田町の区域に限く。) 仙市(旧中仙町、

箇月未満のものを除

の検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するため 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第 平成二十一年三月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

呼吸障害症候群、豚流行性下痢、 性貧血、豚コレラ、オーエスキー病、 腐蛆病の発生を予防するため 実施の目的 ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染 家きんサルモネラ感染症及び 伝染性胃腸炎、豚繁殖・

二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種 類及び範囲 X 分 区 域 類及び範囲家畜又はその死体の種

秋田県労働委員会事務局処務規程(昭和三十年秋田県訓令甲第 査 ヨーネ病の検 結核病の検査 ブルセラ病の 県内全域 の区域に限る。)大る肉用雌牛(生後十一 旧西目町、旧鳥海町|する目的で飼育してい 矢島町、旧大内町、 (\Box) 仙北市 由利本荘市 県内全域 鹿角市 小坂町 大仙市 旧 の用に供し、又は供 必要と認めた牛 が発生の予防のために する家畜保健衛生所長 必要と認めた牛 が発生の予防のために する家畜保健衛生所長 箇月未満のものを除 る乳用雌牛(生後十二 する目的で飼育してい の用に供し、又は供 実施する区域で繁殖 実施する区域を所管 実施する区域を所管 実施する区域で搾乳

の検査 馬伝染性貧血	脳症の検査	
県内全域	県内全域	二 県内全域
日未満のもの及び家畜日未満のもの及び家畜日前五年間において当日前五年間において当日が五年間において当日が五年間において当日が五年間において当日本	(で) (大学 (生後二十四 (大学 (生後二十四 (大学 (大学)) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	必要と認めた牛 が発生の予防のために が発生の予防のために が発生の予防のために

認めたものを除く。) を受けることが困難と |特別な事由により検査 |防疫員が疾病その他の

三 実施期日及び場所

間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの

及び実施する区域を所

四 検査の方法 する期日及び場所

7	平成 21	年3月	月10日	(火曜	日)					秋		H	1	県	<u> </u>	1	7		報							
	普通料								腐蛆病の検査			検査	ネラ感染症の	家きんサルモ	検査	流行性下痢の	症候群及び豚	殖·呼吸障害	腸炎、豚繁	病、伝染性胃	オーエスキー	豚コレラ、				
	金				区		東「	たかま おかえ からない おります はれる はれる はれる はれる はれる はれる はれる はれる はれる はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょう はんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	代市 湯沢市					県内全域								県内全域				
							君	羊れているみつはちの		る、うずら及び七面鳥	必要と認めた鶏、あひ		する家畜保健衛生所長	実施する区域を所管					必要と認めた豚	が発生の予防のために	生所	実施する区域を所管		に必要と認めた馬	長が発生の予防のため	管する家畜保健衛生所
		画 比		小学校		— 類 及	二二美	感染	 ブ	<u> </u>	平	の検査	一項の	家畜	秋田県		る	(三)	学	障	(二)	る。	+		(— <u>)</u>	
	般	小学校児童及び中学校生徒	般	小学校児童及び中学校生徒	分	類及び範囲	こぶ 正門 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又は	感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため	ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、写放の単的	施 0 目的 秋田県知事	平成二十一年三月十日	検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、	項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するため		秋田県告示第九十八号		る病性鑑定指針による。	家きんサルモネラ感染症及び腐蛆病にあって	学的検査による。	障害症候群及び豚流行性下痢にあっては、	豚コレラ、オーエスキー病、伝染性	Ō	十六年農林省令第三十五号)第九条第二項に定	伝染性貧血にあっては、家畜伝染病予防法施行		
							家畜又はその死体の種	を予察するため	ン病、アイノウイルス	事寺田典城		に基づき、公示する。	の発生を予察するため	百六十六号)第五条第				にあっては、国が定め		は、臨床検査及び血清	伝染性胃腸炎、豚繁殖·呼吸		二項に定める方法によ		. 狀	
	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	用料料				平成二十一年三月十日	告する。 用料金を承認したので、	第九条第一項の規定	秋田県立男鹿水族	秋田県告示第九十九号	また オステノ () 「	臨末検査及び加 検査の方法	する期日及び場所	間において、実施	平成二十一年四	三 実施期日及び場所		熱の検査	病及び牛流行	症、イバラキ	ウイルス感染	カム!	病、チュウザ
					金の額			秋田県知事	月十日	いで、同条例第九条第三項の規定	第九条第一項の規定により、次のとおり秋田県立甲	秋田県立男鹿水族館条例(平成十七年秋田県条例	号	1921年末三人	塩末倹査及び血青学的倹査による。検査の方法	121	実施する区域を所管する家畜保健衛	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月二	%所							
								知事 寺		2三項の規定	/秋田県立甲	-秋田県条例					家畜保健衛	-二年三月三				要と認めた	発生を予察	る家畜保健	実施する区	ていない牛

7三十一日までの と衛生所長が指定

規定に基づき、公立男鹿水族館の利 《例第七十八号》

二五〇円

七〇〇円

000円

四〇〇円

「企画」の区分は、

「教育」の区分は、学校行事及び授業の一環として入館する小学校児童及び中学校生徒に適用する。

企画商品の種類に応じて表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

「小学校児童及び中学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含む。

「福祉」の区分は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその者の付添人(一人に限る。)が、入館する場合に適用する。

備考

秋田県告示第百一号

三四

二四 二七

一 七

五.

中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、

平成二十一年二月十九日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十

条の四第四項の規定に基づき、公表する。

二、五〇〇円	一人につき	州	5) 其
1、000円	一人につき	小学校児童及び中学校生徒	男
八〇〇円	一人一回につき	般	日本金(コープレコの日本)
三〇〇円	一人一回につき	小学校児童及び中学校生徒	斗 全
五〇〇円以上九〇〇円以下	一人一回につき	般	
二〇〇円以上三五〇円以下	一人一回につき	小学校児童及び中学校生徒	
二〇〇円	一人一回につき	教育 小学校児童及び中学校生徒	

秋田県告示第百号

の結果次の受験者が合格したので、告示する。 平成二十年十月十日に実施した第三十七回採石業務管理者試験

平成二十一年三月十日

受験番号

秋田県知事

寺 田 典

城

時間にわたって行う。

平成二十一年三月十二日以降事件解決の時まで、連日又は短

北秋田市花園町十番五号 鹿角市花輪字八正寺十三番地

秋田市飯島西袋一丁目一番一号

由利本荘市川口字家後三十八番地

由利組合総合病院

平成二十一年三月十日

賃金の改善に関すること。

要員確保に関すること。 諸手当の改善に関すること。

労働条件の改善に関すること。

南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地 能代市落合字上前田地内 湖東総合病院 鹿角組合総合病院 秋田組合総合病院 北秋中央病院 山本組合総合病院

田 典 城

秋田県知事

寺

秋田市八橋南二丁目十番十六号 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 横手市前郷字八ツ口三番一

四

大仙市大曲通町一番地三十号

仙北組合総合病院

秋田県厚生連本所 雄勝中央病院 平鹿総合病院

の他の争議行為を行う。 めの保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキそ ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のた 救急外来患者、入院中の重症患者、 人工透析、検診、人間

秋田県告示第百二号

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

平成二十一年三月十日

秋田県知事 寺 \mathbb{H} 典 城

道路の区域

道路の種類

旧新別

路

線

名

X

間

敷地の幅員

(メートル)

延長 (キロ

メートル)

二〇・〇〇~三五・〇〇

二〇・〇〇~三五・〇〇

秋

県

道

旧

秋田御所野雄和線

А

三一九地先まで三一九地先まで一地先から御野場新町二丁目二〇〇番秋田市御野場新町一丁目三〇番一地先から御野場新町二丁目二〇〇番

В

秋田市仁井田本町五丁目一六五番一七地先

新

秋田御所野雄和線

秋田市仁井田本町五丁目一六五番一七地先

平成二十一年三月十日

あったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。 第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出が

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条

道路の区域

	道路の種類	旧新別	路線	名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
		∃	たいて、主べきで	計	A 秋田市下浜八田字館腰六九番地先		一〇・〇〇~一七・五〇	O·O六-
	県道	ļį	川濱丁沒有	为	B 秋田市下浜八田字館腰七二番一地先から柳沢五	五九番一地先まで	110・00~11三1・五0	〇.〇八〇
		新	川添下浜停車	場線	秋田市下浜八田字館腰七二番一地先から柳沢五九番	雷一地先まで	110・00~11三1・五0	〇·〇八〇
. г								

この表において「A」及び「B」とは、 関係図面に表示する敷地の区分をいう。

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 期間 平成二十一年三月十日から同月二十三日まで 建設交通部道路課

秋田県告示第百三号

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

平成二十一年三月十日

秋田県知事 寺 田 典

城

この表において「A」及び「B」とは、 関係図面に表示する敷地の区分をいう。

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

期間 平成二十一年三月場所 建設交通部道路課

平成二十一年三月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第百四号

城

秋田県知事 寺 \mathbb{H} 典

売りさばき場所 廃止年月日

る者の住所及び氏名 売りさばきを廃止す

> 由利本荘市商工会矢|館町二十五番地 町二十五番地 由利本莊市矢島町 館 由利本荘市矢島町 平成二十一年二月

告

公

条第二項の規定に基づき、公告する。 認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十 項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四

平成二十一年三月十日

二〇・〇〇~三五・〇〇

〇・〇八〇

〇・〇八〇

一・一二八

秋田県知事

寺

田

典 城

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成二十一年二月二十三日

代表者の氏名 特定非営利活動法人 白神ねっと

菊 地 慶 隆

主たる事務所の所在地

兀

秋田県能代市元町十一番七号

定款に記載された目的

Ŧī.

て、インターネット利用に関する運営、支援、研究事業を通じ この法人は、特定非営利活動促進法に規定する諸活動に対し

とを目的とする。 て行い、活動の情報化、活性化により人々の福祉に寄与するこ 定款の変更内容 役員の種別及び定数の変更

能代市山本郡

法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。 年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同 基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四 平成二十一年三月二日県営土地改良事業(杉沢地区経営体育成 平成二十一年三月十日

秋田県知事 寺 田

典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十二号

号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の 十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育 を乗じて得た数とを合算して得た数)は、 は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一 数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあって 行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七 平成二十一年三月十日 次のとおりである。

秋田県選挙管理委員会委員長 一八、七五〇 田 中 伸

あっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三 分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合に 五十分の一の数 二三二、九一七

秋選管告示第二十三号

て得た数)は、次のとおりである。 の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の よる選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(そ を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定に

平成二十一年三月十日 秋田県選挙管理委員会委員長

八九、四九八

田 中

伸

選挙区別

秋田市

潟上市 仙北市 男鹿市 横手市 南秋田郡 にかほ市 北秋田市北秋田郡 由利本荘市 鹿角市鹿角郡 湯沢市雄勝郡 大館市 大仙市仙北郡 <u>_</u> $\equiv \ \, = \ \, ($ 九一二〇 二六九〇八六六 九八二六六二六六 八三九七九七 七六三 六八七

発行者

秋

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

田 県

秋田市山王四丁目一番一号

钔 印 刷 刷 者 所 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号